

# 第五次地域管理経営計画書

(中部山岳森林計画区)

計画期間 自 平成28年4月1日  
至 平成33年3月31日

林野庁中部森林管理局

この地域管理経営計画書は、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づき、同法第4条の管理経営基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和して、対象とする国有林野の自然的、社会的諸条件の特性に応じた管理経営の基本となる事項について中部森林管理局長が定める計画である。

この地域管理経営計画（以下、「本計画」という。）の計画期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間である。

## 目 次

はじめに	・・・	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	・・・	2
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	・・・	2
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	・・・	7
(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた 貢献に必要な事項	・・・	14
(4) 主要事業の実施に関する事項	・・・	16
(5) その他必要な事項	・・・	17
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	・・・	18
(1) 巡視に関する事項	・・・	18
(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	・・・	18
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	・・・	18
(4) その他必要な事項	・・・	20
3 林産物の供給に関する事項	・・・	21
(1) 林産物の安定的な取引関係の確立に関する事項	・・・	21
(2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献	・・・	21
4 国有林野の活用に関する事項	・・・	22
(1) 国有林野の活用の推進方針	・・・	22
(2) 国有林野の活用の具体的手法	・・・	22
(3) その他必要な事項	・・・	22
5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野 と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民 有林野の整備及び保全に関する事項	・・・	22
(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	・・・	22
(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認 められる民有林野の整備及び保全に関する事項	・・・	23
6 国民の参加による森林の整備に関する事項	・・・	23
(1) 国民参加の森林に関する事項	・・・	23
(2) 分収林に関する事項	・・・	24
(3) その他必要な事項	・・・	24
7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	・・・	25
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	・・・	25
(2) 地域の振興に関する事項	・・・	25

## はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割にあたる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、併せて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うこととされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養<sup>かん</sup>に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化してきた。特に、国有林野に対しては、地球温暖化防止、生物多様性の保全の面での期待が大きくなってきた。加えて、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているものの、地域によっては、国有林野に隣接する民有林野において十分な整備や保全が行われていない状況も見られる。

また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や、民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行した。

従って、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業再生へ貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、このような国有林野を取り巻く状況を踏まえ、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を推進するとともに、各々の課題に国有林として率先して取組むこととし、今後5年間の中部山岳森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めるものである。

具体的な取組の実施に当たっては、国の地方支分部局、地元自治体などの行政機関と一層の連携を図るとともに、地域住民の理解と協力を得ながら、この計画に基づいて適切に行うこととする。

## 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### (1) 国有林野の管理経営の基本方針

#### ① 森林計画区の概要

本計画の対象は、中部山岳森林計画区の全森林面積の42%にあたる国有林野98,999haである。

本計画区は、日本列島を東西に分ける「糸魚川－静岡構造線」沿いであって、地質的に脆弱なうね急傾斜地が多いため、国有林野の面積の94%は保安林に指定されており、中でも土砂流出防備・土砂崩壊防備といった国土保全を重視する保安林の割合が46%と、中部森林管理局管内の他の計画区と比べて非常に高いものとなっている。

また、山岳地帯は特に優れた自然景観を有していることから、西側の北アルプス、乗鞍高原は中部山岳国立公園に、北東側は妙高戸隠連山国立公園に、東側の美ヶ原高原は八ヶ岳中信高原国立公園にそれぞれ指定されており、加えて上高地一帯は国の特別名勝及び特別天然記念物に指定されている。

更に、レクリエーションの森なども整備され、山岳、高原、溪谷、湖沼といった豊かな自然景観等の観光資源に恵まれていることから、登山や森林浴、スキーなど森林を利用したレクリエーション・保健休養の場として多くの人々に利用されている。

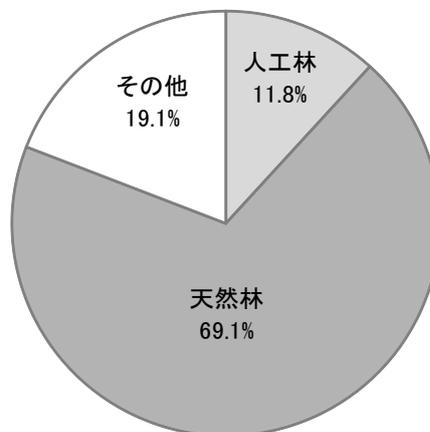
#### ② 国有林野の管理経営の現状及び評価

##### ア 森林計画区内の国有林野の現況

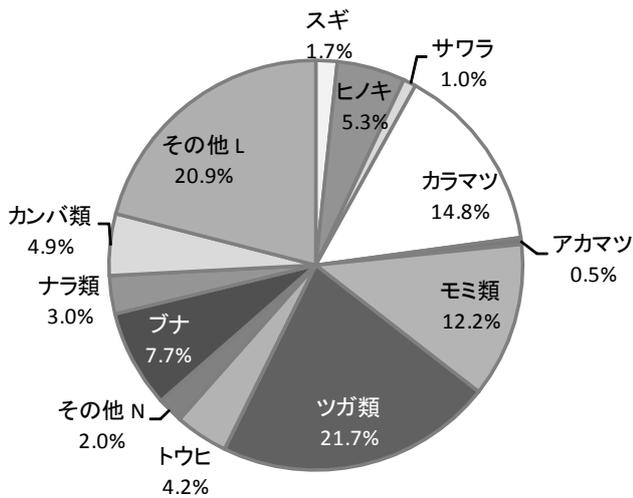
本森林計画区の国有林野の現況は、北部は豪雪地帯でありブナ等の広葉樹を主体とした天然林が多く、南部はカラマツ・ヒノキ等を主体とした人工林となっている。現況面積は、人工林が11,635ha、天然林が68,434ha、その他（高山帯・岩石地、附帯地、貸地等）が18,930haあり、面積比は人工林が12%、天然林が69%、その他が19%となっている（図－1参照）。樹種構成は、天然林が多いため、針葉樹、広葉樹ともに多彩なものとなっている（図－2参照）。人工林の樹種構成を面積で見ると、カラマツが大半を占め、次いでヒノキ、スギが多い（図－3参照）。

また、人工林の齢級構成は7齢級から13齢級が67%を占めている。（図－4参照）

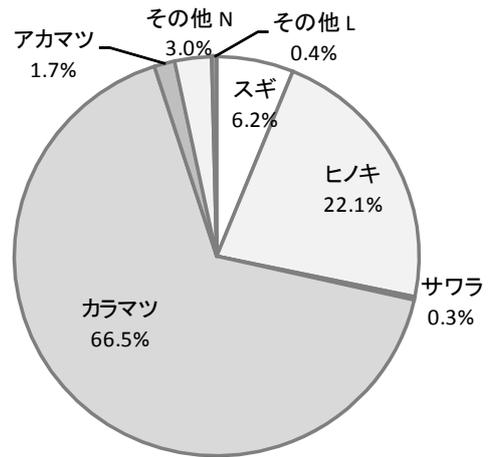
図－1 国有林野の現況面積比



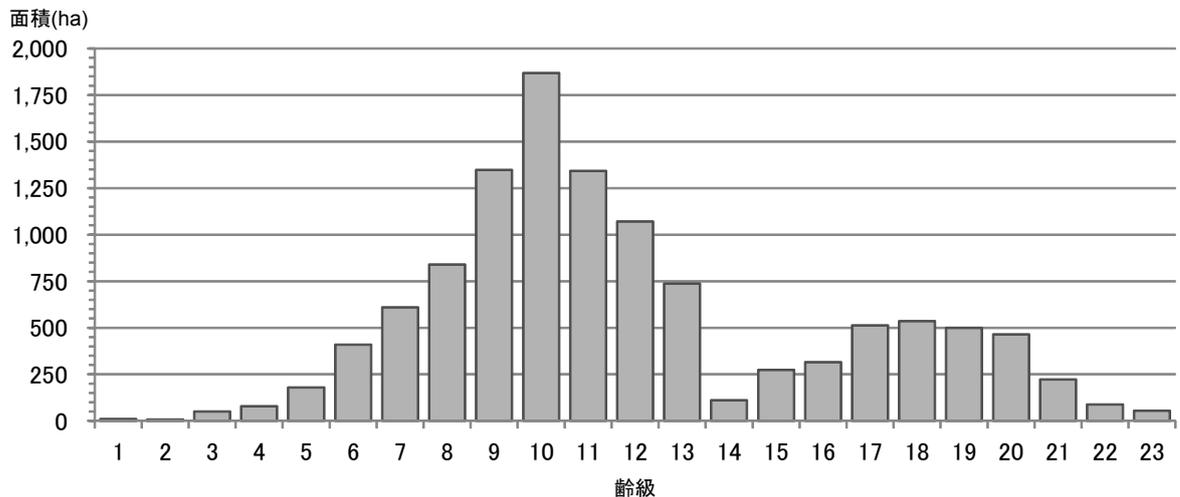
図－２ 主な樹種構成（材積比）



図－３ 人工林の樹種構成（面積比）



図－４ 人工林齢級毎の面積



注：年齢級とは、林齢（樹木の年齢）を5年の幅にくくったもの。

（1年齢級は1～5年、2年齢級は6～10年、10年齢級は46～50年となる。）

### イ 主要施策に関する評価

前計画の平成23年度～平成27年度の本計画区における主な計画と実行結果は次のとおりとなった。（平成27年度は実行予定を計上）

伐採のうち主伐に関しては、現地調査の結果により伐採量が増加した森林があったことや、工事支障木等に伴う主伐もあったことから計画量を上回る結果となった。間伐に関しては、計画量とほぼ同じ伐採量となった。

更新総量のうち人工造林については、主伐の多くが、計画期間の後半の実行であったため、計画量を下回る結果となった。天然更新については、本計画期間以前から継続して更新調査を行っていた森林が更新完了と認められたため、計画量を上回る結果となった。

保育総量のうち下刈に関しては、人工造林の実績の減により計画量を下回った。その他の保育は森林の状況に応じて必要な施業を実施した。

林道に関しては、一定の予算の中で他の計画区との優先順位を考慮し、主伐・間伐等の時期の勘案、事業実行のため早期復旧等が必要な箇所では優先的な実施等により事業を行ったことから、開設・改良共に計画量を下回る結果となった。

項 目	前計画	実 績	実施率	
伐採総量 (単位:m <sup>3</sup> )	264,000	249,904	95%	
	主伐	13,281		26,441
	間伐	225,729		223,463
	臨時伐採量	24,990		—
更新総量 (単位:ha)	26	48	185%	
	人工造林	26	17	65%
	天然更新	—	31	—
保育総量 (単位:ha)	下刈	135	32	24%
	つる切・除伐・枝打	1,183	632	53%
林 道	開設 (単位:m)	8,150	6,698	82%
	改良 (単位:箇所)	63	25	40%

注1：伐採総量のうち臨時伐採量とは、事業の支障木や被害木など、あらかじめ箇所ごとの伐採量を見込むことが困難なもので実績の集計上、主伐・間伐に整理している。

注2：単位未満四捨五入により計と内訳の面積は一致しない場合がある。

### ③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恩恵を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセス（注）に参画しており、この中で国全体として客観的に評価するための7基準（54指標）が示されている。

本計画区内の国有林野においては、この基準を参考として、次のような森林の取扱方針に基づいて各般の取組を推進していくこととする。

#### ア 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等多様な林相の森林を整備・保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行うに当たっては適切な配慮を行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・人工林の針広混交林化等の多様な森林整備
- ・皆伐箇所の小面積分散化と帯状伐採との組み合わせによる森林のモザイク的配置
- ・保護林や緑の回廊における保全・管理、モニタリング調査の実施
- ・希少猛禽類が生息する区域における施業時期への配慮

#### イ 森林生態系の生産力の維持

森林としての成長力を維持し、木材生産力が高い健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・一定林齢に達した人工林の主伐・間伐を積極的に推進
- ・主伐後の確実な植栽又は天然力を活用した更新
- ・計画的な森林整備
- ・森林の管理、効率的な森林整備を可能とする路網の整備

#### ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や野生鳥獣、山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・森林病虫害等による被害の早期発見や山火事防止のための巡視
- ・松くい虫、ナラ枯れ等の森林病虫害による被害対策
- ・ニホンジカ、ツキノワグマ等の野生鳥獣による食害・剥皮防止対策

#### エ 土壌及び水資源の保全と維持等

降雨に伴う侵食等から根や表土を保全する森林や、下層植生の発達した森林の維持を推進する。また、水源涵養機能の発揮のため、人工林における間伐の積極的な実施、広葉樹の導入による育成複層林への誘導、尾根筋や沢沿いでの森林の存置等を推進する。また、山地災害で被害を受けた森林の整備・復旧を迅速に行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・伐採跡地の確実な更新
- ・沢沿い、急傾斜地等における皆伐の回避
- ・伐期の長期化による裸地状態の減少
- ・下層植生の発達を促すための抜き伐り等
- ・治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

#### オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

二酸化炭素の吸収源、貯蔵庫となる森林を確保するため、適切な整備を行い森林の蓄積を向上させるとともに木材利用を推進する。また、将来にわたる吸収作用の保全及び強化を図る観点から森林資源の若返りを図る。

主な取組は、次のとおりである。

- ・造林・間伐等の森林整備の推進
- ・木材利用の推進・普及啓発
- ・主伐及び伐採後の再造林による森林資源の若返り

#### カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに

に、森林浴や森林ボランティア、森林環境教育等、森林と人とのふれあいの場の確保のためのフィールド提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

主な取組は、次のとおりである。

- ・機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営
- ・森林づくり活動のフィールドの提供
- ・レクリエーションの森の提供と利用促進

#### キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

ア～カに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

主な取組は、次のとおりである。

- ・地域管理経営計画等に基づいた適正な管理経営
- ・法令制限林に基づく森林の適切な管理
- ・「国有林モニター」の設置や計画策定に当たっての地域住民等からの意見聴取

注：モントリオール・プロセス

1992年の地球サミットで採択された「森林原則声明」を具体化するため、温帯林等の持続可能な経営のための基準・指標の作成と活用を進めることを目的として、1993年に始められた自主的な国際的取組のこと。我が国を含め、米国、カナダ、ロシア、中国などの12カ国が参加している。

#### ④ 政策課題への対応

山地災害の防止や地球温暖化防止、生物多様性の保全、木材の安定的な供給等地域から求められる国有林野事業への期待にこたえていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

##### ア 公益重視の管理経営のより一層の推進

山地災害防止等の観点から荒廃した溪流等について、溪間工等の治山事業を実施するとともに、水土保持機能の維持を図るため、山地災害防止タイプ等を対象に森林整備を実施する。

また、地球温暖化防止や生物多様性保全の観点から人工林を対象に主伐による森林の更新や間伐等の森林整備を実施するほか、天然林についてはその保全に努める。

さらに、野生鳥獣との共存や生物多様性保全に資する森林施業への取組を推進するとともに、保護林や緑の回廊において継続的なモニタリング調査を行い保全措置を実施する。

加えて、レクリエーションの森等において歩道の整備・修繕等の対策を行うほか、学校等と連携した森林環境教育を実施する。

##### イ 森林・林業再生への貢献

効率的かつ効果的な森林整備を行い、必要な路網整備を実施するとともに、循環型社会の構築のためカーボンニュートラルな資源である木材の計画的かつ安定的な供給に努める。

また、民有林と連携した施業を推進するため、森林共同施業団地の設定等により民有林・国有林が一体となった生産目標の設定、効率的な路網整備等の森林施業の合理化や木材の協調出荷に取り組むこととする。

#### ウ 山村地域の振興

地域の産業の育成や文化の継承にも資する森林の整備や国有林野の活用、森林空間の総合利用等を通じて、林業・木材産業をはじめとする地域産業の振興、住民福祉の向上等の寄与に努める。

### (2)機能類型に応じた管理経営に関する事項

#### ① 国有林野の機能類型区分と管理経営の考え方

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とし、重視すべき機能に応じ、国有林野の機能類型区分を行い、いわゆる公益林として管理経営を行うこととする。

具体的には国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意しつつ、国有林野を次の5つの機能類型に区分し、民有林の森林施業との連携に配慮しつつ区分に即した健全で活力のある森林の整備を推進し、それぞれの目的に応じて適切な管理経営を行うこととする。

機能類型		公益的機能別施業森林
山地災害 防止タイプ	土砂流出・ 崩壊防備エリア	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	気象害防備 エリア	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（立地条件（海岸）により除外する場合もある。）
自然維持タイプ		保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、（立地条件により、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を含む場合がある。）
森林空間利用タイプ		保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、（立地条件により、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を含む場合がある。）
快適環境形成タイプ		快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（立地条件（都市部）により除外する場合もある。）
水源涵養タイプ		水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（分収林・共用林野については、契約等に基づく取扱いを要する区域として明示）

また、主伐・間伐等の推進、伐採年齢の長期化、複数の樹種及び樹冠層から成る複層状態の森林の整備、小面積・モザイク的配置に留意した施業、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業を行うなど、天然更新等を活用しつつ、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定供給の確保、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、自然再生、国民と森林とのふれあいの場の提供、森林景観の保全等の観点を重視した管理経営を計画的かつ効率的に実施することと

する。

さらに、国民の安全と安心を確保するため、今後とも民有林治山事業等との連携の下に治山事業を計画的に推進することとする。

大規模な山地災害発生時には専門技術を有した職員を現地に派遣するなどし、国有林防災ボランティアの協力も得つつ、迅速な災害対策、二次災害防止対策を図ることとする。

林道等の路網については、林産物の搬出、森林の育成のみでなく、森林の適切な保全管理等を効率的に行うために必要であり、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう自然条件、作業システム等に応じた整備を推進する。

併せて、間伐等の森林整備、齢級構成の平準化や地域のニーズ等に応じて必要な主伐の計画的な実施など、機能類型に応じた適切な施業の結果、得られる木材を、地域の安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給していくこととする。

## ② 機能類型ごとの管理経営に関する方向

### ア 山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプについては、次の2つのエリアに区分して取り扱うこととする。

#### (ア) 土砂流出・崩壊防備エリア

土砂流出・崩壊防備エリアの国有林野（本計画区の44%）は、主に土砂の流出、崩壊の防備等山地災害防止機能の発揮を第一とし、そのため根系が深くかつ広く発達し、下層植生の発達が良好な森林を目標として、管理経営を行うこととする。

具体的には

- a 針広混交林や樹木の根系が深くかつ広く発達した森林、下層植生の発達が良好な森林は、現状を維持することとする。
- b 天然力の活用によりの確な更新が図られると認められる林分については、育成複層林及び天然生林へ導くための施業によることとし、択伐等によって、針葉樹・広葉樹、深根性樹種・浅根性樹種が混交するように努めることとする。
- c カラマツ・ヒノキ等の人工林については、択伐・間伐等により育成複層林へ導くための施業を実施し、針広混交林への誘導に努めることとする。

#### (イ) 気象害防備エリア

気象害防備タイプの国有林野（本計画区の7%）は、主に風害、濃霧等の気象害による居住・産業活動に係る環境の悪化の防備を第一とし、そのため樹高が高く下枝が密に密生しているなど遮蔽能力が高く諸害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林を目標として、管理経営を行うこととする。

具体的には

- a 人工林については、育成単層林及び育成複層林へ導くための施業によることとする。
- b 天然力の活用によりの確な更新が図られると認められる林分については、育成複層林及び天然生林へ導くための施業によることとする。
- c 気象害防備に有効な幅を有する森林を維持するため、異なる樹齢により構成される林木からなる森林の造成に努めることとする。

山地災害防止タイプの面積

(単位：ha)

区 分	山地災害防止タイプ	うち、	
		土砂流出 ・崩壊防備エリア	気象害防備エリア
面 積	50,124	43,120	7,004

イ 自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプの国有林野（本計画区の38%）は、貴重な森林生態系の維持等生物多様性の保全機能の発揮を第一とし、そのため良好な自然環境を保持する森林、希少な動植物の生育・生息に適している森林等を目標として、管理経営を行うこととする。

具体的には

- a 森林施業は原則として現況の森林を維持することを目的とした天然生林へ導くための施業として自然の推移に委ねる管理を行うこととする。
- b 原生的な森林生態系からなる北アルプス金木戸川・高瀬川源流部周辺の森林（北アルプス金木戸川・高瀬川源流部森林生態系保護地域）や、貴重な高山植物の保護に資するために必要な森林等（白馬岳高山植物群落保護林等）、風吹のスギ等の保存に必要な森林（風吹スギ林木遺伝資源保存林）等を引き続き保護林として管理していくこととする。
- c 焼岳周辺の噴出溶岩等特異な山容を呈する森林（焼岳特定地理等保護林）や、槍ヶ岳・穂高岳周辺の我が国有数のカール群の他、特徴的な稜線とともに植生豊かな自然環境を呈する森林（槍ヶ岳・穂高特定地理等保護林）、乗鞍岳周辺の特異な火山性地形を呈する森林（乗鞍岳特定地理等保護林）等を適切に管理していくこととする。

自然維持タイプの面積

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ	うち、保護林
面 積	37,609	24,004

ウ 森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプの国有林野（本計画区の3%）は、主に森林とのふれあいを通じた森林と人との共生を図る等保健・レクリエーション機能又は文化機能の発揮を第一とし、そのため多様な樹種からなり、周辺の山岳や渓谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林等を目標として、森林の利用形態等に応じた多様な森林を維持・造成することとする。

具体的には

- a 天然生林へ導くための施業によるほか、カラマツ人工林等については、原則として育成複層林へ導くための施業を行うこととし、間伐等による針広混交林化、自然観察等に

適した森林の造成や修景などを推進する。

- b 国民の保健・文化・教育的利用に供するための施設又は森林の整備を行うことが適当と認められる上高地自然観察教育林や中房溪谷風景林等を引き続きレクリエーションの森として適切に管理し、広く国民に開かれた利用の場に供することとする。

森林空間利用タイプの面積

(単位：h a)

区分	森林空間利用タイプ	うち、レクリエーションの森
面積	3, 392	3, 177

エ 快適環境形成タイプに関する事項

該当なし

オ 水源涵養<sup>かん</sup>タイプに関する事項

水源涵養<sup>かん</sup>タイプの国有林野（本計画区の8%）は、主に湧水緩和や水質保全等水源涵養<sup>かん</sup>機能の発揮を第一とし、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の発達が良好で、諸被害に強い森林を目標とし、それぞれの森林の現況等に応じた森林施業を行うこととする。

なお、水源涵養<sup>かん</sup>機能の確保に留意しつつ、森林資源の有効利用も図ることとする。

具体的には

- a 周辺の森林資源の状況等から、将来にわたって人為を積極的に加えていくことが適切と判断されるヒノキ、カラマツ等の育成単層林においては、伐期の長期化を図り間伐を繰り返すなかで、下層植生が発達した林分構造を維持しつつ、健全な育成単層林を維持するための施業を実施することとする。
- b 比較的傾斜が緩く下層植生が豊かで、皆伐を行っても表土の流亡等のおそれのない林分については、伐採箇所のモザイク的配置に留意しつつ小面積分散型の施業を実施することとする。
- c 特定の水源の保全、景観維持等を図るために必要な林分については、複層伐等により育成複層林施業を行い、複数の樹冠層を構成する森林に誘導することとする。
- d 天然林においては、人為あるいは天然力を活用した更新が可能な林分について、択伐等により育成複層林及び天然生林へ導くための施業を行い、複数の樹種及び樹冠層を構成する森林に誘導することとする。

水源涵養<sup>かん</sup>タイプの面積 (単位：h a)

区 分	水源涵養 <sup>かん</sup> タイプ
面 積	7, 8 7 4

なお、機能類型ごとの管理経営は、別冊〔管理経営の指針〕によることとする。

③ 地域ごとの機能類型の方向

本計画区における地域ごとの重点的に行うべき管理経営は次のとおりとする。

ア 雨飾・天狗原地域（雨飾山、天狗原国有林）

当地域は、本計画区の最北端に位置し、北流する姫川の右岸支流域である横川、中谷川、土谷川の源流部で、雨飾山(1,963m)、天狗原山(2,197m)、中西山(1,741m)に囲まれた5,187haの地域であり、妙高戸隠連山国立公園に指定されている。

「糸魚川－静岡構造線」の東側に位置し、全般的に脆弱な地質で、豪雪地帯でもあり、崩壊地や地すべり地が多いことから、以下のとおり管理経営を行うこととする。

(ア) 横川流域及び土谷川流域には、亜高山帯植生の保護のため植物群落保護林を設定しており、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 上記以外の地域は、山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

イ 風吹・白馬・平川入地域（風吹、平川入、白馬山、浦川国有林）

当地域は、風吹(1,821m)、フスブリ山(1,944m)を中心とした地域と、白馬岳(2,932m)を水源とする松川流域に広がる地域及び大黒岳(2,409m)を水源とする平川源流部に広がる地域で構成される合わせて7,031haの地域である。

これらの地域は、姫川上流部の左岸に流入する小河川の上部に当たり、白馬地域の下部を除きほとんどが急傾斜地である。

地質は、姫川に沿って南北に走る「糸魚川－静岡構造線」に属するため、脆弱な地質構造であり以下のとおり管理経営を行うこととする。

(ア) 風吹地域の下部と浦川流域、白馬地域の猿倉から下部並びに平川入地域については、山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 白馬岳の中部山岳国立公園特別保護地区、特別天然記念物に指定されている地域、天狗原周辺地域、風吹大池周辺地域及び各保護林については、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) 白馬地域の一部については、貴重な高山植物を身近に見ることができる地域であり保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

ウ 北アルプス地域（鹿島山、籠川谷、高瀬入、乳川谷、馬羅尾、島々谷、水殿川、梓川筋、上高地、湯川、前川、大白川、中房、唐沢、鍋冠、常念岳、烏川、北黒沢、金松寺山、水沢山国有林）

当地域は、北端の五竜岳(2,814m)から槍ヶ岳(3,180m)、奥穂高岳(3,190m)、乗鞍岳(3,026m)に連なる飛騨山脈主峰の連山とその前山として連なる餓鬼岳(2,647m)、大天井岳(2,922m)、常念岳(2,857m)を中心として広がる74,750haの広大な地域である。

「糸魚川－静岡構造線」の西側に位置し、地域の大部分が中部山岳国立公園となっており一部の地域は特別名勝及び特別天然記念物にも指定され、また、各種保安林にも指定されており、以下のとおり管理経営を行うこととする。

(ア) 中部山岳国立公園の主要部である山岳稜線部を中心に、山岳の中腹以上の地域と、高瀬川の源流部並びに上高地を中心とする梓川本流域は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 山岳中腹部以下の亜高山帯地域及びその他の地域については、山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) 燕岳登山口の中房温泉周辺の区域、白骨温泉周辺並びに乗鞍岳中腹以下のスキー場を中心とした乗鞍高原一帯の地域については、保健休養のための利用が多いことから、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

なお、前川上流の一部の地域については、水源涵養機能を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(エ) 水沢山国有林については、水源涵養機能を重点的に発揮させるため水源涵養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

エ 松本東部地域（川鹿沢、美ヶ原、御鷹山、八伏峰、姥ヶ懐、殿山・邸山、御殿山、本郷山国有林）

当地域は、三才山峠から武石峰(1,973m)、王ヶ頭(2,034m)、茶臼山(2,006m)に至る稜線部に沿って広がる1,793haの地域である。上部の美ヶ原溶岩台地上には草原が広がっており、一部を除き、八ヶ岳中信高原国定公園に指定されており、以下のとおり管理経営を行うこととする。

(ア) 武石峰以南はレクリエーションの森にも指定されており、松本市街地から比較的近くにある森林であり利用者も多いことから、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 松本市北東部の川鹿沢国有林は、地元集落の水源利用等生活環境の面からも重要であること、また、山地災害防止機能を重点的に発揮させることが必要なため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) 御鷹山国有林は、地域の地形・地質条件等を踏まえ、山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行うこととし、ビーナスライン周辺の風景林については、森林空間利用タイプとして保健文化機能を重点的に発揮させることとする。

(エ) 御殿山、姥ヶ懐、殿山・邸山国有林は、全域が土砂崩壊防備保安林に指定されており、下部の温泉街に対する山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

オ 奈川地域（奈川第1、奈川第2、奈良部瀬戸沢国有林）

当地域は、梓川の支流である奈川の源流域に位置し、岐阜県界の野麦峠(1,672m)をはじめ、松本市と木曾郡の分水嶺をなす鎌ヶ峰(2,121m)、月夜沢峠(1,696m)、境峠(1,484m)、小鉢盛山(2,374m)に囲まれた山地で4,210haの地域であり、以下のとおり管理経営を行うこととする。

(ア) 当地域内の一部を除いた稜線沿い及び裏鉢盛地区（407～426林班）は地形、地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 奈川野外スポーツ地域及び野麦峠、木曾路原は、野外スポーツ活動や自然とのふれあいなど保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) 上記以外の地域は、水源涵養機能を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

カ 白川地域（奈良井国有林1501～1554林班）

当流域は、茶臼山(2,653m)の北面に位置し、奈良井川源流に広がる2,549haの地域である。比較的標高が高く、岩盤の露出した急傾斜地も多いことから以下のとおり管理経営を行うこととする。

(ア) 奈良井川の源流部は一部土砂流出防備保安林に指定されており、地形・地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 中央アルプス県立自然公園第1種・第2種特別地域に指定されている茶臼山山頂周辺は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理

経営を行うこととする。

(ウ) 権兵衛峠から烏帽子岳(1,895m)にかけての稜線周辺は自然景観に優れていることから、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(エ) 上記以外の地域は、奈良井ダムの上流部でもあり、また、その一部については伊那谷への農業用水源にもなっていることから、水源涵養<sup>かん</sup>タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

キ 坊主岳・桜沢地域（奈良井（1555～1573林班）、贅川（1574～1585林班）国有林）  
当地域は、奈良井川右岸に位置し、経ヶ岳(2,296m)・坊主岳(1,961m)・岩尾沢(1,782m)を北上し、桜沢上流部に至る1,827haの地域であり、以下のとおり管理経営を行うこととする。

(ア) 坊主岳地域は、土砂流出防備保安林に指定されており、地形・地質の条件等から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 上記以外の地域は、地形・地質条件等を踏まえ、水源涵養<sup>かん</sup>機能を重点的に発揮させるため、水源涵養<sup>かん</sup>タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

ク 贅川・橋戸沢・福沢地域（贅川（1588～1603林班）、桃岡沢、福沢、橋戸国有林）  
当地域は、奈良井川左岸に位置する1,650haの地域であり、以下のとおり管理経営を行うこととする。

(ア) 橋戸沢地域は、地形・地質条件等を踏まえ、水源かん養保安林に、また桃岡沢地域については土砂流出防備保安林に指定されていることから、山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 上記以外の地域は、水源涵養<sup>かん</sup>機能を重点的に発揮させるため、水源涵養<sup>かん</sup>タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

### (3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、中部山岳流域林業活性化協議会等の場を通じ、地元自治体等との密接な連携を図りながら、我が国の森林・林業の再生に貢献していくものとする。このため、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、組織・技術力・資源を活用した民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。

具体的には、当流域では、低コスト作業システムについて現地検討会等の実施による紹介や、ボランティア団体等が実施する森林学習のフィールドの提供などに優先的に取り組むこととする。また、地元自治体等との情報連絡を図り流域の課題や地域ニーズの的確な把握に努めつつ、市町村森林整備計画の作成の支援に努めることとする。

このような中で、以下に掲げる事項に重点的に取り組むこととする。

① 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

地域ごとの状況を踏まえた、低コストで効率的な作業システムの提案・検証等により収穫量の増大にも対応できる低コスト化を図るとともに、民有林における普及・定着に努めこととする。

② 林業事業体の育成

計画的な事業の発注や、間伐事業における「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく複数年契約（3カ年）の実施等による林業事業体の育成に取り組む。

③ 民有林と連携した施業の推進

民有林と連携した施業を推進するため、森林共同施業団地の設定等により、民有林・国有林が一体となった生産目標の設定や、効率的な路網整備等の森林施業等の共通化を図り、施業の合理化に積極的に取り組む。

森林共同施業団地設定状況

箇所数	面積（単位：h a）	
	国有林	民有林
2	1, 1 1 3	1, 0 0 0

④ 森林・林業技術者等の育成

国有林野事業において専門的かつ高度な知識・技術と現場経験を有する森林総合監理士（フォレスター）等を系統的に育成する。また、事業の発注や国有林野の多種多様なフィールドの提供等を通じて民有林の人材育成を支援するとともに、大学等関係機関と連携した取組を推進する。

⑤ 林業の低コスト化等に向けた技術開発

コンテナ苗を活用し、伐採から造林までを同時期に行う「一貫作業システム」、低コスト造林手法や環境への負荷の少ない路網整備、地域の課題に対応した技術開発など、林業の低コスト化に向けた技術開発に取り組む。

⑥ その他

- ア 公共建築物や公共事業における資材、あるいは木質バイオマス等としての木材利用の拡大を推進するとともに、そのために必要な木材の計画的・安定的供給に努める。
- イ 山地の荒廃状況等の安全・安心に関わる情報の提供等に努める。
- ウ 野生鳥獣との共存や生物多様性保全に資する森林施業への取組を推進する。
- エ 本計画区の森林の整備や保全を図るため、地元自治体やボランティア団体等と一体となった取組を推進する。

オ 国民各層への森林・林業の理解を深めるため、レクリエーションの森等森林の利用の促進や体験林業等を通じた森林環境教育を推進する。

#### (4) 主要事業の実施に関する事項

本計画期間における伐採、更新、保育、林道の事業総量は以下のとおりであり、これらを適切に実施することにより、健全な森林の育成・整備に努めることとする。

なお、事業の実施に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進や森林・林業再生への貢献を基本方針とし、地域管理経営計画等に基づく、計画的な事業の実行に努めることとし、その際、低コストで効率的な作業システムの定着等を通じた木材生産等の低コスト化を推進するなど、民有林行政との連携を図りつつ計画的かつ効率的な事業の実行を図ることとする。また、安全・健康管理対策を推進することとする。

##### ① 伐採総量 (単位：m<sup>3</sup>・ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
計	59,042 《30,443》	255,958 (3,225)	315,000

注1：( ) は、間伐面積である。

注2：《 》は臨時伐採量の数値(うち数)である。

##### ② 更新総量 (単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
計	71	—	71

##### ③ 保育総量 (単位：ha)

区 分	下刈	つる切	除伐	枝打
計	353	—	382	—

##### ④ 林道の開設及び改良総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量(m)	箇所数	延長量(m)
計	3	4,078	75	2,380

\*各総量については、単位以下四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

## (5) その他必要な事項

### ① 国民の森林としての管理経営

国有林野の管理経営に当たっては、国有林を「国民の森林」としての位置づけの下、生物多様性の保全等の新たな課題を踏まえつつ、国民に開かれた管理経営を推進することとする。

その際、多様で豊かな自然環境や森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用しつつ、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等国民の要請に機動的・弾力的に対応することとする。

また、開かれた「国民の森林」として管理経営の透明性を確保するため、計画策定等の機会を通じて広く住民等の意見を聴くなど国民の理解を促進するための取組を進めるとともに、計画の実施状況の周知とそれに対する意見を聴くなど、次期計画の作成に向けた取組を進めることとする。

さらに、一般国民から公募する「国有林モニター」制度の活用等による双方向の情報受発信等の取組を推進することとする。

### ② 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化防止に貢献するため、吸収源となる森林の整備や木材利用等の推進に率先して取り組むこととする。特に今後、人工林の高齢級化に伴う二酸化炭素の吸収量の低下や資源の成熟に伴い、将来にわたる吸収作用の保全及び強化を図る必要があることから、効率的かつ効果的な造林手法の導入・普及等に努めるとともに、主伐及び主伐後の造林により、森林資源の若返りを図る。

### ③ 生物多様性の保全

原生的な天然生林や貴重な野生動植物が生息・生育する森林については、適切な保全・管理を行うとともに、その他の森林については適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化や里山等の積極的な整備を行うなど、森林の状況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進することとする。

具体的には、中部山岳に位置する本計画区の国有林野には豊かな森林生態系を有する北アルプス金木戸・高瀬川源流部、多様な高山植物が見られる白馬岳等の植物群落、アルプス特有の特異な地形・地理などが多いことから、貴重な植物群落が生息する森林等や特異な地形・地理等については保護林や緑の回廊として適切に保全・管理を推進することとする。その他の森林については、適切な間伐の実施、針広混交林化、長伐期化等多様で健全な森林の整備・保全を推進することとする。

また、溪流等水辺の森林等については、その連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めることとする。

さらに、自然災害等により劣化した森林の再生・復元、野生鳥獣被害対策、荒廃した植生の回復、利用者に対する利用ルールについての理解の醸成などに地域と協働・連携し取り組むよう努めることとする。

### ④ 治山事業の計画的な実施

本計画区は北アルプスや美ヶ原等の優れた景観や生態系を有する地域であるとともに、国有林に隣接した国道等の保全対象が多いことから、山地荒廃が生活・産業に及ぼす影響が大きい。このようなことから、景観や自然環境との調和に配慮しつつ国民の安全・安心を確保

するため、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、既往の荒廃地や流域の荒廃状況および保全対象等を慎重に見極めつつ、民有林治山事業や他の国土保全施策との連携の下に治山事業を計画的に推進する。

また、自然環境の保全や豊かな環境づくりなど森林が持つ多面的機能を高度に発揮させることを基本方針として、森林整備事業等との密接な連携を図ることとする。

さらに、実施に当たっては木材等を利用した工法の導入やコスト縮減に努めるとともに、労働安全衛生の確保に努めることとする。

## 2 国有林野の維持及び保存に関する事項

### (1) 巡視に関する事項

#### ① 山火事防止等の森林保全巡視

ア 本計画区には、著名な山岳や優れた自然景観を呈する森林等が多いため、観光を目的とした入林者が多い。春季は乾燥期であり、特に山火事発生の危険性が增大するため、地元自治体等と連携を密にして山火事防止の啓発活動及び巡視を行うこととする。

イ 動植物の保護、自然環境の保全や不法投棄防止の啓発等に努め、特に利用者が増加するシーズンには林野巡視等について関係行政機関と連携した取組を強化することとする。

#### ② 境界等の保全管理

国有林野の適切な管理経営のため、境界標、標識類の巡検及び巡視、貸付地等の状況把握を行うこととする。

また、森林の適切な管理のために必要な歩道の維持管理に努めることとする。

### (2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害による森林被害については、被害の早期発見に努めるとともに、適切かつ効果的な防除に努めることとする。

近年、本計画区においては、松くい虫被害は顕著に増加しており、被害地域の拡大防止を図るため、松くい虫防除対策協議会等の場を通じた民有林との連携の下に被害木の伐倒、薬剤処理等により効果的な防除を実施することとする。

カシノナガキクイムシによる被害については、被害状況の把握に努め、関係機関と連携を図りながら必要な対策に取り組むこととする。

### (3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

#### ① 保護林

ア 希少な野生動植物の生息・生育する森林の保全、生物多様性の保全等が一層重要となっていることから、引き続き保護林の適切な管理を通じて、優れた自然環境を有する森林等の適切な保全・管理に努めることとする。

具体的には、保護林の状況を的確に把握し、設定目的に照らして評価する観点から、保護林モニタリング調査を実施し、調査結果を蓄積することにより、個々の保護林の状況に応じたきめ細やかな保全・管理を推進することとする。

また、入林者の影響等による植生の荒廃の防止等が必要な箇所については、地域の関係

者等との利用のルール確立等を図るとともに、その内容について広く理解を求める工夫を図るなど適切に対処する。

イ 本計画区には、「北アルプス金木戸川・高瀬川源流部森林生態系保護地域」など23箇所（24,004ha）の保護林を設定しており、設定面積が管内で最も多い計画区となっている。

#### 保護林

種 類	箇 所 数	面 積 (h a)
森林生態系保護地域	1	3, 6 4 7
林木遺伝資源保存林	4	9 4
植物群落保護林	8	8, 9 4 8
特定地理等保護林	9	1 1, 3 0 7
郷 土 の 森	1	7
総 数	2 3	2 4, 0 0 4

注1：単位未満四捨五入により計と内訳の面積は一致しない場合がある。

注2：各保護林の設定目的は、以下のとおりである。

- ・森林生態系保護地域：森林生態系の保存、野生動植物の保護、遺伝資源の保存等
- ・林木遺伝資源保存林：主要林業樹種と希少樹種等に係る遺伝資源の保存
- ・植物群落保護林：国又は地域の自然を代表する植物群落、歴史的・学術的価値の高い個体等の保護
- ・特定地理等保護林：岩石の浸食や節理、温泉噴出物、氷河跡地の特殊な地形・地質の保護
- ・郷土の森：地域の自然・文化のシンボルとしての森林の保護

注3：「保護林制度の改正について」（平成27年9月28日付け27林国経第49号）により、今後見直しを行なう予定

#### ② 緑の回廊

ア 本計画区の雨飾・天狗原山植物群落保護林から、千曲川下流森林計画区の戸隠山特定地理等保護林を結ぶ「緑の回廊雨飾・戸隠」について、野生動物の日常行動の把握、季節移動時の経路の確保、分断された個体の交流や個体群の遺伝的多様性の確保を図るとともに、植物についても動物による花粉媒介や種子散布を通じて交配拡大を図るなど、より広範囲で効果的な森林生態系の保護や生物多様性の保全に努める。

イ 緑の回廊内の森林の構造と野生動物の生息実態の関係を明らかにする観点からモニタリング調査等を行い、結果については、今後の緑の回廊の設定及び取扱いに反映させることとする。

## 緑の回廊

名 称		延長 (k m)	面 積 (h a)
雨飾・戸隠		1.7	3,792
内 訳	(中部山岳森林計画区)	/	1,984
	(千曲川下流森林計画区)		1,808

注1：単位未満四捨五入により計と内訳の面積は一致しない場合がある。

### (4) その他必要な事項

#### ① ニホンジカ等の被害対策

ア 近年長野県内においては、ニホンジカによる農林業被害、高山植物被害が顕著になっており、本計画区内においてはニホンジカの生息調査、捕獲等の取組に努めることとする。

また、ツキノワグマの被害については、剥皮等の被害を防止するテープ等の巻き付け、カモシカの被害については、忌避剤等の使用により、造林地等における食害を未然に防止することとする。

これらの被害状況に応じて、環境行政をはじめ、地元自治体・関係団体等と連携を図りつつ、適切な被害対策を講ずることとする。

イ 野ウサギ、野ネズミの被害及び病虫害等については、森林の巡視等による早期発見に努め、適切な防除に努めることとする。

#### ② 希少野生動植物の保護

##### ア 巡視活動等の実施

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図るため、北アルプス地域の保護林において、ライチョウの基礎調査、保護標識の設置、巡視等の保護管理事業に取り組んできており、今後とも積極的に進めていくこととする。

##### イ 高山植物等の保護・監視活動の実施

北アルプス地域では、近年、ニホンジカの侵入が課題となっており、センサーカメラ等を用いた監視活動を実施するなど、関係機関と連携して高山植物の保全対策に取り組むこととする。

また、野生ランの王者と呼ばれるアツモリソウについて、防護柵の設置による保護活動を実施するとともに、アツモリソウの増殖活動に取り組んでいる高校への協力を行うなど、関係機関と連携・協力して対策を講ずることとする。

#### ③ 溪畔周辺の取扱い

溪畔周辺については、野生生物の生息・生育場所や移動経路の提供、種子などの供給源等として、生物多様性の保全上重要な役割を担っているため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めることとする。

#### ④ 巨樹・巨木の保存

平成12年度に「森の巨人たち百選」に選定された白川地域の「ジャンボカラマツ」と呼ばれるカラマツの巨木について、保全協議会等と連携して、次世代への財産として保存することとする。

### 3 林産物の供給に関する事項

#### (1) 林産物の安定的な取引関係の確立に関する事項

##### ① 木材の安定供給

森林の持つ多面的機能の発揮の観点から、森林の主要な機能の一つである木材生産における間伐材等の利用促進に当たっては、列状間伐や高密度路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの定着を図りつつ、木材の生産・販売を実施することとする。

また、これまで間伐等で伐採されても利用されてこなかった小径木や造材後林内に放置されてきた根株・枝条などの未利用間伐材等について、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されたことを踏まえ「システム販売」等を活用し需要者等への安定供給に取り組む。

さらに、今後、人工林資源の成熟に伴う主伐の増加が見込まれており、こうした主伐材の安定供給や新たな需要開拓に貢献するものとなるよう効果的な供給に努めるものとする。

##### ② 木材の利用

これまで利用が低位であった曲がり等を含む木材については、合板や集成材等の原料としての利用拡大に加え、土木分野における木材の利用範囲の拡大を推進する。

また、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的発展を図ることを目的とした「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が平成22年10月に施行され、「新農林水産省木材利用推進計画」の策定、国土交通省による「木造計画・設計基準」の制定、建築基準法の改正など公共建築物等における木材利用の取組が進められているところである。

このため、庁舎等における木材利用の拡大に努めるとともに、治山事業等における森林土木工事に当たっては、木材を積極的に利用するなど、自ら木材の利用促進に取り組むこととし、併せて、これらの取組を通じて、管内の林業・木材産業関係者と連携しつつ、広く公共建築物等における木材利用の拡大と国民に対する積極的な啓発に努めることとする。

##### ③ その他林産物の供給

環境緑化木等、国有林野に有する多様な資源については、公益的機能の発揮に配慮しつつ地域振興、資源の有効利用等の観点から適切な供給に努めることとする。

#### (2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献

林業・木材産業は、生産・流通・加工の各段階が、小規模・分散・多段階となっており、木材需要者のニーズに応じて、品質・性能の確かな製品を低コストで安定的に供給する体制を確立することが課題となっている。このことを踏まえ、国有林野事業においては、林産物の供給等を通じて、地域の川上・川中・川下の関係者との連携を強化し、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築に寄与するように努めることとする。

また、木材の販売に当たっては、持続的・計画的に木材を供給する方針の下で、木材を政策的に供給しうる優位性を活かして、急激な木材価格の変動時の需要動向に対応して、供給

調整機能を発揮するため、地域や関係者の意見を迅速かつ的確に把握する等の取組を推進することとする。

#### 4 国有林野の活用に関する事項

##### (1) 国有林野の活用の推進方針

本計画区は、中部山岳国立公園、妙高戸隠連山国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園等の自然環境に優れた国有林が多く、豊富な観光資源を有することから、地元自治体等と調整を図りながら国民の保健・文化・教育的利用を図るレクリエーションの森等による国有林野の活用を推進することとする。

また、こうした取組の推進にあたっては、民間活力を生かした歩道等の施設整備を推進することとする。

##### レクリエーションの森

種 類	箇 所 数	面 積 ( h a )
自 然 観 察 教 育 林	2	6 3 1
野 外 ス ポ ー ツ 地 域	3	4 0 7
風 景 林	1 1	2 , 6 9 2
風 致 探 勝 林	5	1 , 1 3 1
総 数	2 1	4 , 8 6 1

注1：単位未満四捨五入により計と内訳の面積は一致しない場合がある。

注2：利用実態等を勘案し今後見直しの予定である。

上高地自然観察教育林等のレクリエーションの森については、山岳景観の探勝や登山など保健休養の場及び森林環境教育の場としての利用を一層推進することとする。

##### (2) 国有林野の活用の具体的手法

地域産業の振興、道路や砂防ダム敷等の公用・公共用・公益事業地としての活用については、地方公共団体等との情報交換を十分行いつつ、売払い等の手法により、法令等に基づき適切に実施していくこととする。

##### (3) その他必要な事項

国有林野の活用にあたっては、森林の持つ公益的機能との調和を図り、併せて、地元自治体等が策定する土地利用計画等との必要な調整を図りつつ、推進することとする。

#### 5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

##### (1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林に隣接・介在する民有林の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること

等から森林所有者等による施業が行われず、当該民有林における土砂の流出等の発生が国有林の発揮する国土保全等の機能に悪影響を及ぼすなど、隣接する国有林の公益的機能の維持増進への支障となることが懸念される場合がある。

このような場合、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業等を民有林と一体的に行い、民有林の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、森林法第十条の十五の規定による公益的機能維持増進協定制度の活用にも努めることとする。

## **(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項**

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、森林法等に定める基準に適合するとともに、当該協定制度の趣旨等に鑑み、民有林の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めするなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとする。

## **6 国民の参加による森林の整備に関する事項**

多様で豊かな自然環境や森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用しつつ、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等、国民の要請に機動的・弾力的に対応することとする。

### **(1) 国民参加の森林に関する事項**

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど国民による自主的な森林づくり活動を支援することとする。

#### **① ふれあいの森**

ボランティア団体、NPO等による自主的な森林整備活動等のフィールドの設定に向け、各種団体等へのPR活動などに積極的に取り組むこととする。

#### **② 社会貢献の森**

CSR（企業の社会的責任）活動等を目的とした植栽、保育等の森林整備活動等のフィールドの設定に向け、企業等への情報提供などのPR活動に積極的に取り組むこととする。

#### **③ 木の文化を支える森**

地域の伝統行事や文化の継承等に貢献するためのフィールドの設定に向け、地元自治体等への情報提供などのPR活動に積極的に取り組むこととする。

#### **④ 遊々の森**

森林環境教育の推進を目的とした森林教室、自然観察、体験林業等の体験活動のためのフィールドの設定に向け、学校等への情報提供などのPR活動に積極的に取り組むこととする。

設定箇所

名 称	面 積 ( h a )	位 置 ( 林小班 )
どすこい山	1 0	御殿山国有林 2 5 1 - I 林小班ほか

⑤ 多様な活動の森

森林の保全を目的とした美化活動、自然観察、森林パトロール等、上記①～④に分類できない活動のフィールドの設定に向け、各種団体等への情報提供などのPR活動に積極的に取り組むこととする。

**(2)分収林に関する事項**

森林づくりに自ら参加・協力していこうとする国民や法人等の要求に応えるため、分収林制度を通じて国民参加の森林づくりを推進することとする。

特に都市部の一般企業等が社会貢献活動や社員教育の場として森林づくりを行う「法人の森林」などとしてのフィールドの提供に積極的に取り組むこととする。

分収林の内訳

区 分	箇 所 数	面 積 ( h a )
分収造林	2 2 ( 0 )	8 7 ( 0 )
分収育林	2 ( 0 )	9 ( 0 )
計	2 4 ( 0 )	9 7 ( 0 )

注1：( ) は法人の森林の数値(うち数)である。

注2：単位未満四捨五入により計と内訳の面積は一致しない場合がある。

**(3)その他必要な事項**

① 森林環境教育の推進

ア 学校、自治体、企業、ボランティア団体、NPO、地域の森林所有者や森林組合などの民有林関係者等の多様な主体と連携しつつ森林環境教育の推進を図ることとし、次代を担う子供達はもとより国民全体で森林・林業を支えとの理解を醸成することとする。具体的には、学校等が国有林野で体験活動などを実施するための「遊々の森」の取組、林業体験や森林教室等の体験活動、森林の有する多面的機能に関する普及啓発、情報提供や技術指導等の多様な取組を推進することとする。

イ 教職員やボランティア団体のリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、波及効果が期待される取組にも努めることとする。

## ② 緑づくり支援窓口の活性化

森林環境教育のためのプログラムやフィールドの提供、技術支援や指導者の紹介等、森林管理局、森林管理署等に設置した緑づくり支援窓口の活性化に努めることとする。

## ③ NPO等の支援の推進

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林の積極的な利用を推進することとし、特に自然再生、森林環境教育等に取り組むNPO等や教育関係者の活動支援及び情報提供、受け入れ体制整備に努めることとする。

## 7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

### (1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、各種試験地及び施業指標林の展示等を通じて地域の林業関係者等への指導及び普及を図ることとする。

また、林業技術の開発等に当たっては、地域・試験研究機関等のニーズを的確に把握し、国有林野のフィールドを活用しつつ、地域等と連携して推進することとする。

さらに、国有林野事業として、列状間伐や高密度路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの定着や低コスト造林・育林の開発・導入等を図り、それらの民有林への普及を図ることとする。

### (2) 地域の振興に関する事項

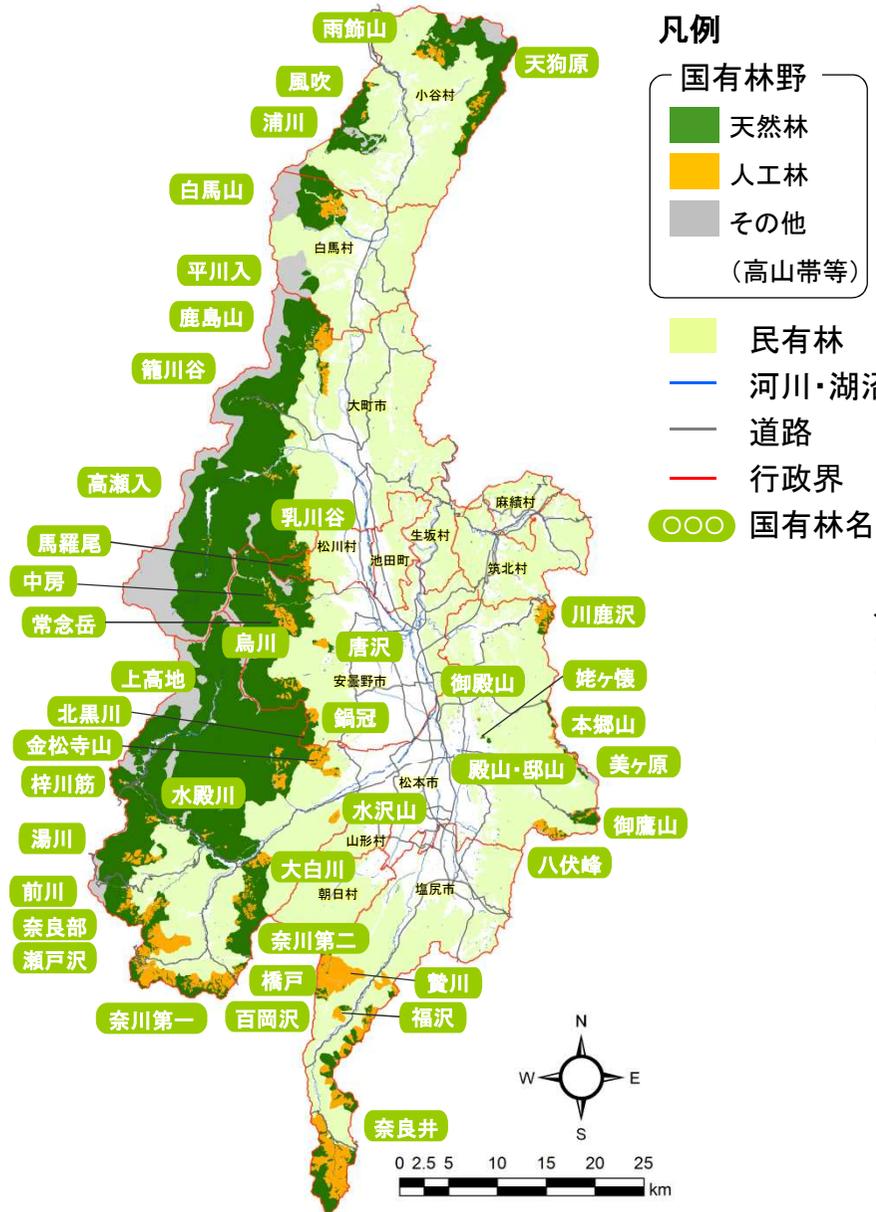
国有林野は、国民共通の財産であるとともに、それぞれの地域における資源でもあり、地域振興への寄与は、国有林野事業の重要な使命の一つである。

こうした中で、地域の伝統産業の育成や地域の文化の継承にも資する森林の整備や林産物の供給、地域の農林業に多大な被害を与えている野生鳥獣への対策、国有林野の活用、森林空間の総合利用、人材育成をはじめとした民有林への指導やサポート、民有林材を含めた安定供給体制の構築等の取組は、地域の振興にも寄与するものである。

このため、こうした国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用、森林・林業再生への貢献を通じて、林業・木材産業をはじめとする地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。

# 1 国有林野の現況

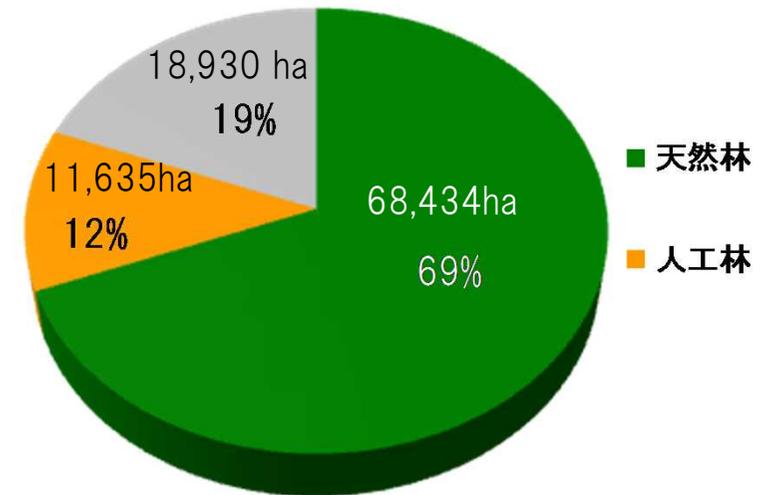
## 人工林・天然林の分布



中部山岳国立公園北部はブナ等の広葉樹を主体とした天然林が多く、南部はヒノキ・カラマツ等を主体とした人工林となっています。

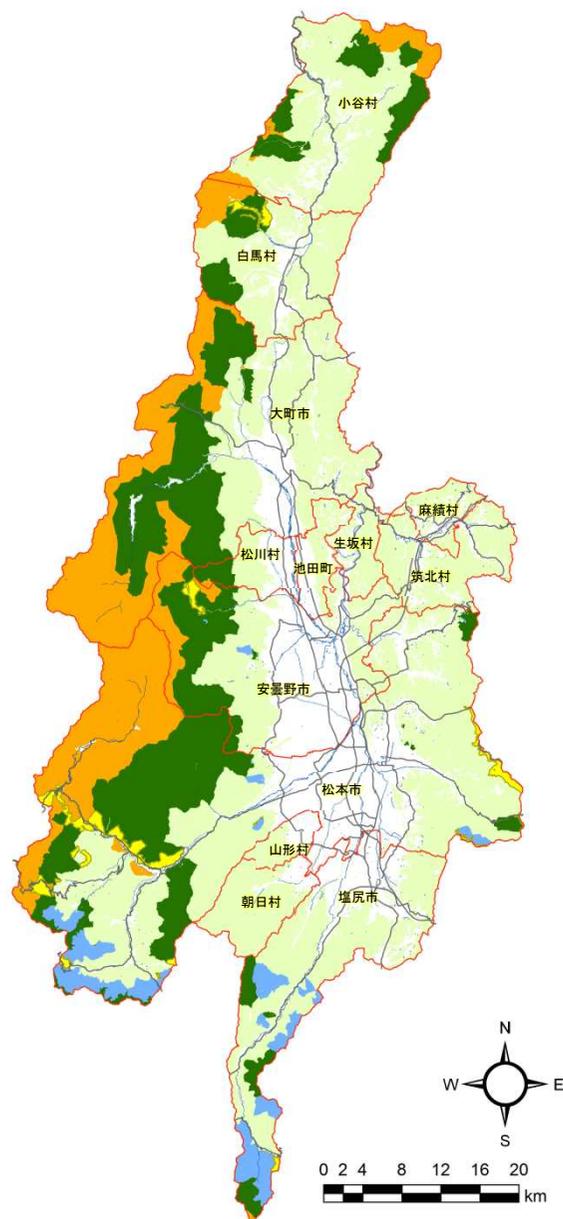
人工林内訳

- ・カラマツ 67%
- ・ヒノキ 22%
- ・スギ 6%
- ・その他 5%

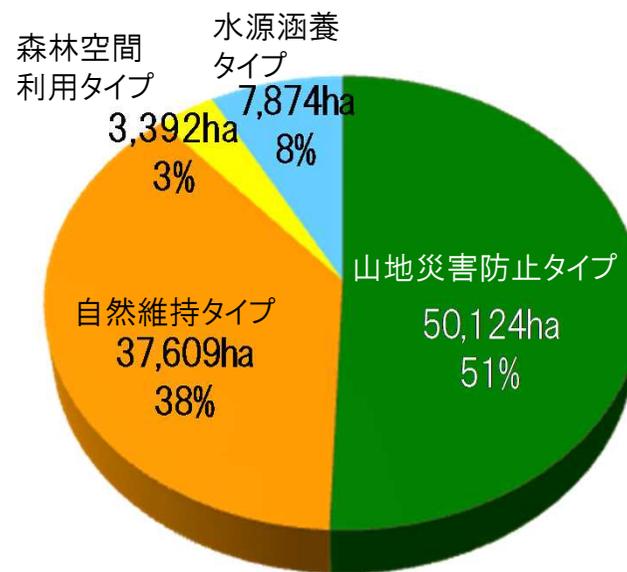


国有林野の面積 98,999ha

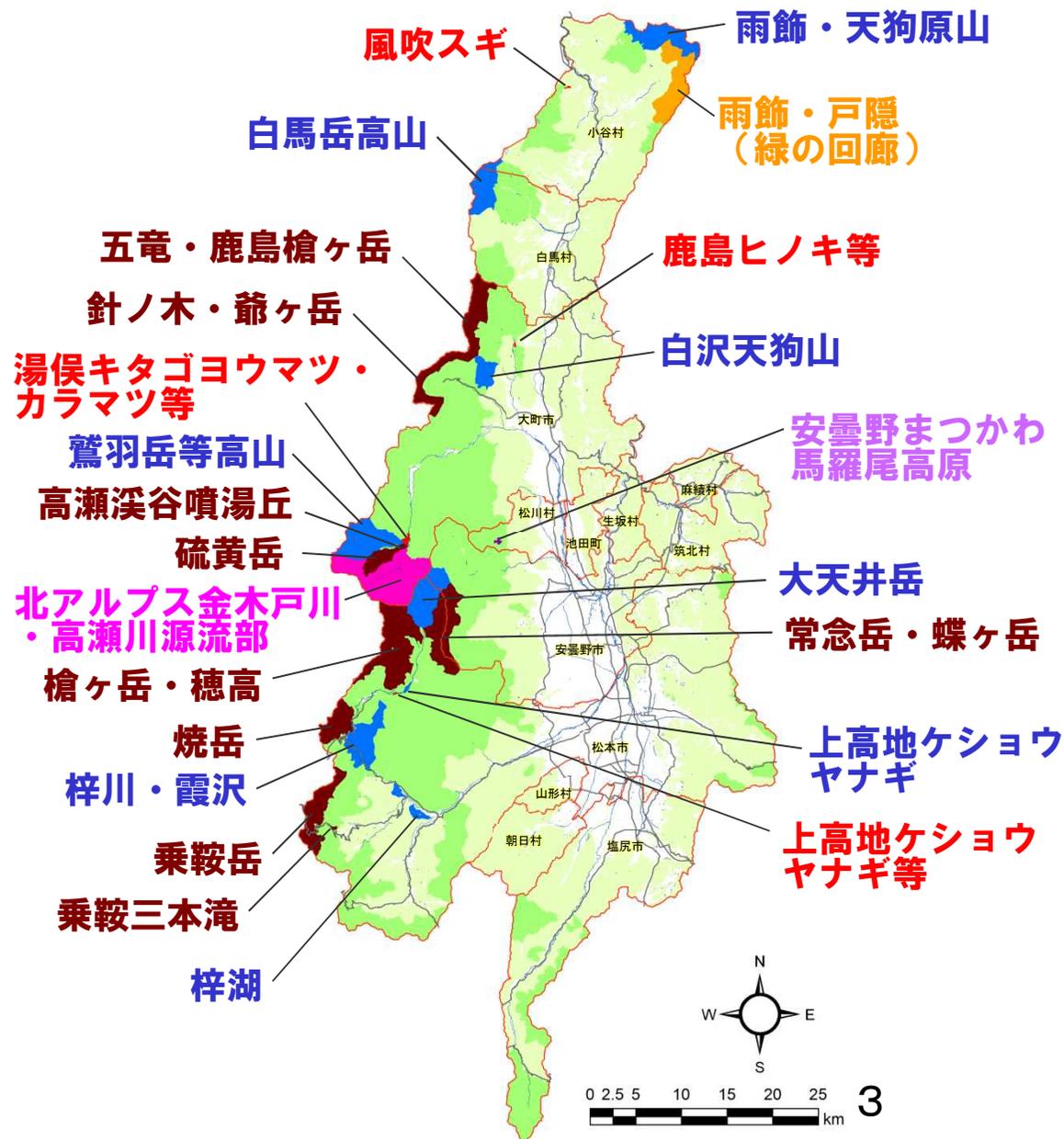
## 2 国有林野の機能類型区分



「山地災害防止タイプ」  
 「自然維持タイプ」  
 「森林空間利用タイプ」  
 「水源涵養タイプ」  
 の4つに類型化し区分に即した  
 管理経営を実施。



### 3 特に保護を図るべき森林 保護林・緑の回廊の分布



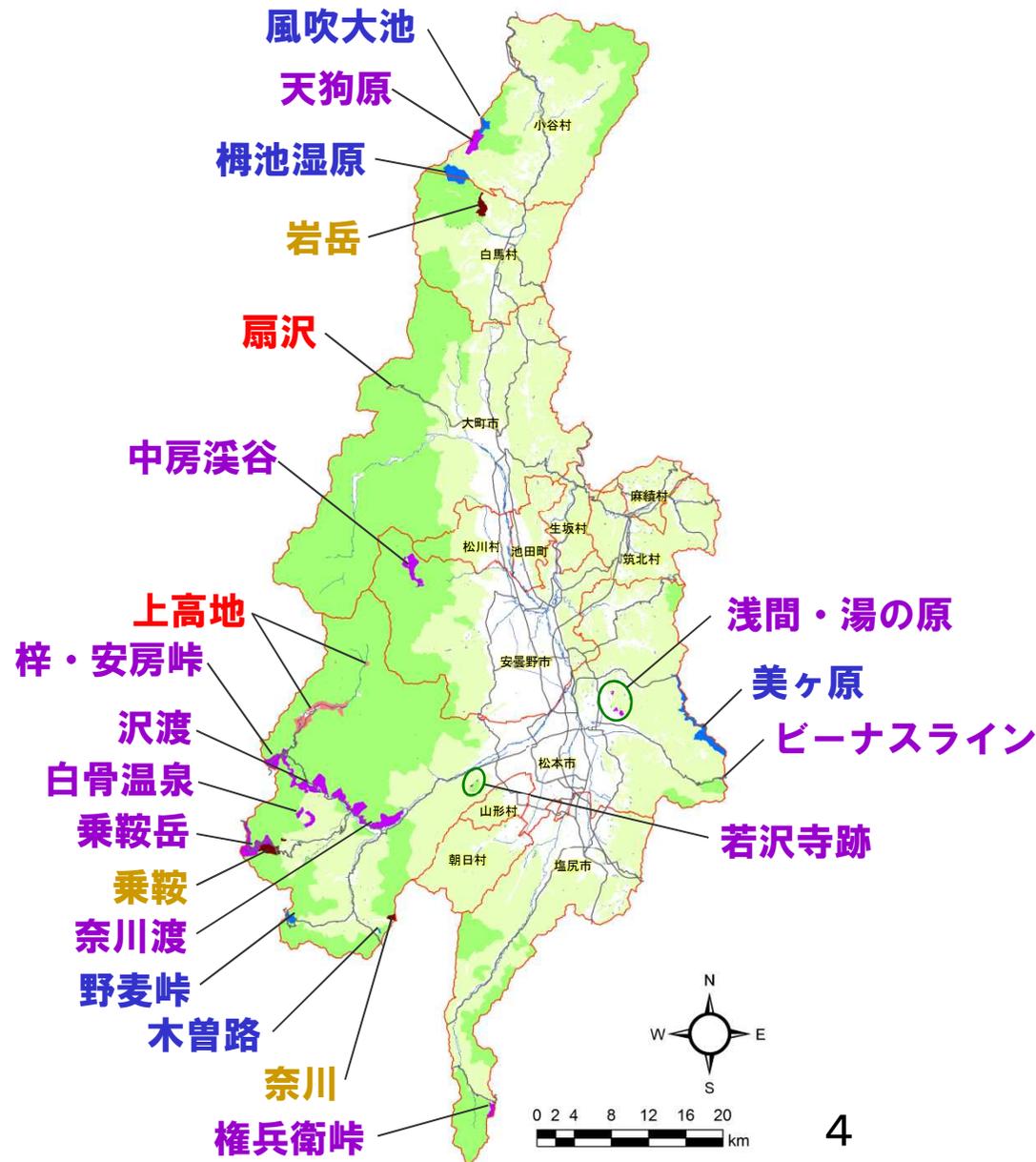
保護林等名称	特徴	面積 (ha)
森林生態系保護地域	原生的な天然林を保存することにより、自然環境の維持、動植物の保護等に資する。	3,647
林木遺伝資源保存林	主要林業樹種等の林木遺伝資源を保存する。	94
植物群落保護林	我が国又は地域の自然を代表とするものとして保護を必要とする植物群落などを保護する。	8,948
特定地理等保護林	特異な地形、地質等の保護を図る。	11,307
郷土の森	地元市町村の強い要請のある森林を保護し、併せて地域の振興に資する。	7
緑の回廊	保護林同士を連結して、連続した自然林を回復する。	1,984

**保護林が23箇所、緑の回廊が1箇所設定されています。**

#### 凡例

- 国有林野
- 民有林
- 河川・湖沼
- 道路
- 行政界

# 4 国有林野の活用 レクリエーションの森の分布



名称	特徴	面積 (ha)
自然観察教育林	自然を特色づけ、小中学校の自然科学教育などに適した地域。	631
野外スポーツ地域	スキー場などのスポーツ施設、民宿等の滞在施設などと一体管理することが適当な地域。	407
風景林	名所などの背景にあり、一体となって優れた景観を作り出している地域など。	2,692
風致探勝林	湖沼と一体となって、優れた自然美を構成している森林など。	1,131

レクリエーションの森として  
21箇所設定されています。

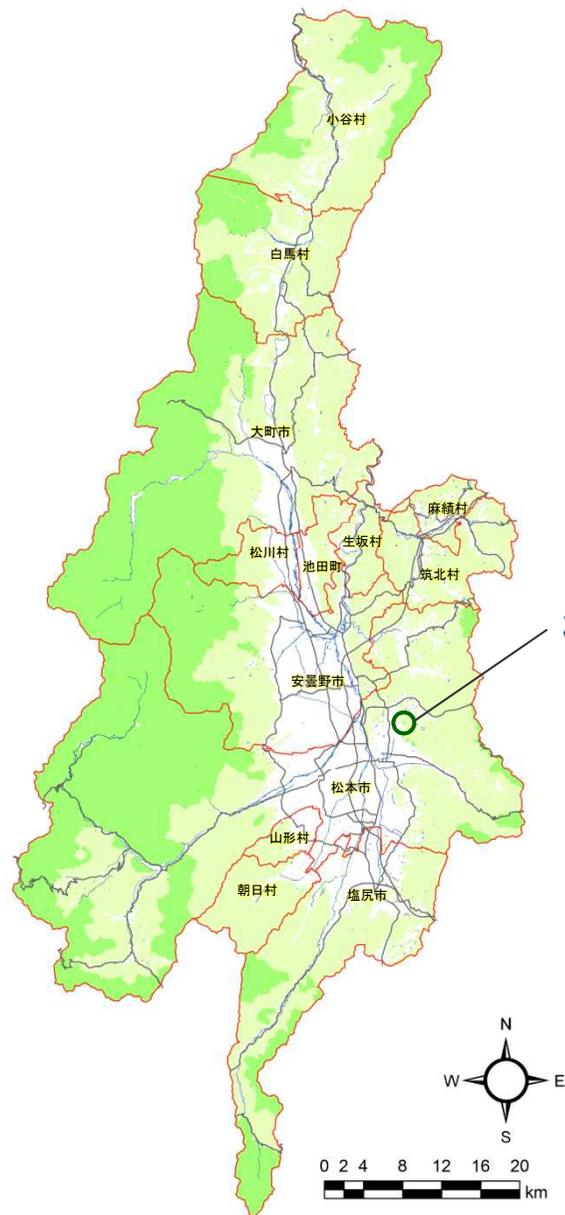
### 凡例

- 国有林野
- 民有林
- 河川・湖沼
- 道路
- 行政界

# 5 国民参加の森林 「遊々の森」

国民参加の森林づくり等国民の要請に応え、各種協定等に基づきフィールドを提供しています。

区分	名称	場所
遊々の森	どすこい山	御殿山国有林



御殿山国有林  
遊々の森  
「どすこい山」

### 凡例

- 国有林野
- 民有林
- 河川・湖沼
- 道路
- 行政界